平成２３年（フ）第３５６号
奈良県橿原市久米町578番地の２　神宮吉田マンション202号
債務者　村田　　智
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
奈良県北葛城郡広陵町ささぎ台25番４号
債務者　寺嶋　和男
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
奈良県大和高田市東三倉堂町２番40―312号
債務者　香田　正隆
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
埼玉県羽生市大字発戸1395番地ロ号
債務者　酒巻さゆり
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４１８号
名古屋市緑区東神の倉２丁目511番地
債務者　中村　晴美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３号
愛知県豊川市萩町上大田面69番地２
債務者　田中　憲昭
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２５０号
愛知県豊川市萩町上大田面69番地２
債務者　中村　豊子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４９３９号
大阪府摂津市鶴野４丁目３番34―605号
債務者　川田　和司
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１５６号
大阪市都島区都島北通１丁目13番４―615号、住民票上の住所大阪府摂津市別府３丁目１番14―302号
債務者　森下　佳那
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２１９号
大阪市此花区西九条５丁目３番12―301号、前住所大阪市此花区春日出中１丁目14番５号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４２９号
大阪市旭区赤川４丁目17番19号　リブラルⅡ106号、前住所大阪市都島区友渕町１丁目５番10―1506号
債務者　横山　憲三
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４３６号
大阪市平野区長吉長原東２丁目７番13―317号
債務者　市川　啓二
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４９７号
大阪市東淀川区大道南１丁目８番２―217号
債務者　山内　雅樹
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４９９号
大阪市浪速区久保吉２丁目１番５―405号
債務者　河村　玉庭
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５０４号
大阪市都島区内代町３丁目８番21号　スカイ都島506号
債務者　井上　広一（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５０５号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番９―803号
債務者　泉　美加子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２１号
大阪市此花区梅香３丁目２番２―307号
債務者　豊永　文子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５６６号
大阪府吹田市円山町20番23号
債務者　黒田　奈々
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部